

一人ひとりが持っている!!



子どもの権利条約

- 1条** この条約は18歳未満のすべての人を“子ども”とします。
- 2条** 人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています。
- 3条** 国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています。
- 4条** 国にこの条約を守ってもらう権利を持っています。
- 5条** 親またはその代わりになる人から心や体の成長に合ったサポートを受ける権利を持っています。
- 6条** 生きる権利・育つ権利を持っています。
- 7条** 名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利を持っています。
- 8条** 名前・国籍などをうばわれないように、国により守られる権利を持っています。
- 9条** 親に問題がない限り、親と一緒に暮らす権利を持っています。
- 10条** 他国に住む親や家族に連絡をとれ、会える権利を持っています。
- 11条** むりやり他国に連れて行かれず、自分の国に戻れる権利を持っています。
- 12条** 自分の意見を自由に表す権利を持っています。
- 13条** 色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。
- 14条** 考え方や宗教などを自分で選ぶ権利を持っています。
- 15条** グループを作り、集まる権利を持っています。
- 16条** 知られたいくないことを秘密にでき、また信用や評判を傷つけられない権利を持っています。
- 17条** 色々な情報を手に入れることができ、よくない情報からは守られる権利を持っています。
- 18条** まず親に育てられる権利があります。そのため国は親をサポートします。
- 19条** 親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。
- 20条** 親と一緒に暮らせない場合、国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう権利を持っています。
- 21条** 養子になる場合、国が調べ、認めた新しい親のもとで育てられる権利を持っています。
- 22条** 難民となつて他国へのがれた場合、その国で特別な保護やサポートを受ける権利を持っています。
- 23条** 心や体に障がいがあつても、社会に参加し、十分な生活を送る権利を持っています。
- 24条** いつでも健康であるために医療・保健サービスを受ける権利を持っています。
- 25条** 施設に入っている場合、そこでの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利を持っています。
- 26条** 生活が難しい場合には、国からお金などのサポートを受ける権利を持っています。
- 27条** 心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。
- 28条** みんな同じように教育を受ける権利を持っています。
- 29条** 教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っています。
- 30条** 少数民族や先住民族であっても、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利を持っています。
- 31条** 休んだり遊んだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。
- 32条** 心や体によくない危険な仕事や教育が受けられないような仕事から守られる権利を持っています。
- 33条** 麻薬や覚せい剤などから守られる権利を持っています。
- 34条** 性的な暴力から守られる権利を持っています。
- 35条** ゆうかいされず、売り買いされない権利を持っています。
- 36条** 誰からも幸せをうばわれない権利を持っています。
- 37条** ごうもんや死刑など、心や体にひどい扱いを受けない権利を持っています。
- 38条** 自分の国が戦争をしている場合でも、戦争に巻きこまれます、兵士として連れていかれない権利を持っています。
- 39条** ひどい扱いで傷を負った場合、心と体の健康を取り戻す権利を持っています。
- 40条** 裁判を受ける場合、社会に戻ることをまず考えてもらい、そのためのサポートを受ける権利を持っています。
- 41条** 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利を持っています。
- 42条** 「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。

- このポスターは、国連「子どもの権利条約」を子どもたちにわかりやすくするために主語を「子ども」に変えています。
- 「子どもの権利条約」は1989年に国連でできました。
- 現在、日本も含む、193の国と地域が守ると約束しています。
- このポスターでの国とは、「子どもの権利条約」を守ると約束した国と地域のことです。
- この条約は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとなので、今回はのぞきました。

【お問い合わせ】
社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
speakingout@savechildren.or.jp
http://www.savechildren.or.jp/



あなたも、コンビニに、
FamilyMart

